

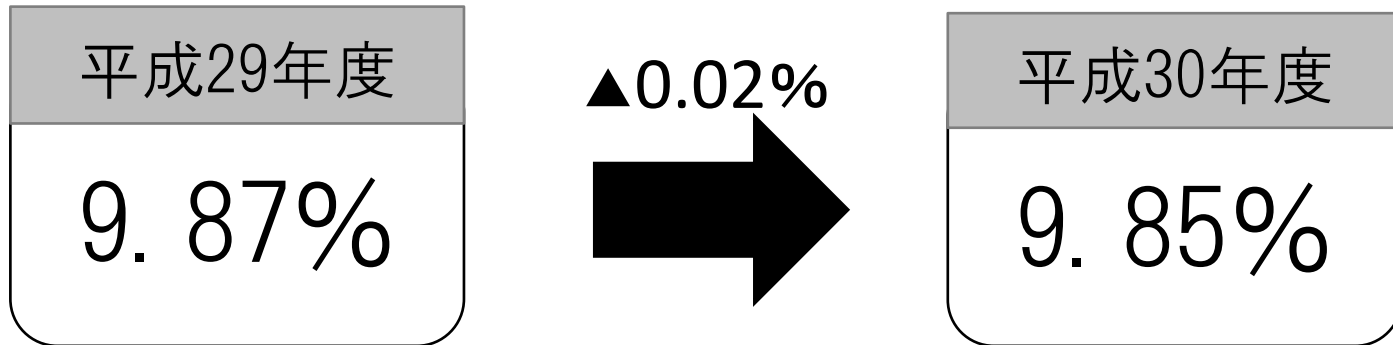
平成30年度保険料率について

平成30年度埼玉支部健康保険料率について

- 全国平均保険料率は、10.00%（平成29年度と同率）
- 激変緩和率は、7.2/10（平成29年度は、5.8/10）
- 保険料率の改定時期は、平成30年4月納付分（平成30年3月分）から

埼玉支部

【健康保険料率】



平成30年1月22日
埼玉支部長 柴田 潤一郎

30年度埼玉支部保険料率変更に係る支部長意見

保険料率の平均10%維持については、「中長期で考える」ことを前提とし、現状の協会けんぽを取り巻く環境等を勘案すると妥当なものと考えます。また、激変緩和については計画的な解消として1.4/10進めることも妥当なものと考えます。結果として、埼玉支部保険料率は0.02%引き下げの9.85%となることに関しても評議会の総意も含め同意いたします。

ただし、評議会においては、中長期的に安定的な財政運営が重要であるとの意見で一致している一方で、加入者は将来にわたり固定された集団ではなく、定年等で入れ替わる集団であることを勘案すると、単年度収支を基本とすべきとの意見も引き続きあることから、「中長期で考える」を前提としながらも、現在の加入者からの視点も十分考慮するとともに、長期的な視点に偏らないような運営をお願いするものです。

以 上

平成30年度都道府県単位保険料率

(単位:%)

支 部	平成30年度 保険料率	前年度比	支 部	平成30年度 保険料率	前年度比
北 海 道	10.25	0.03	滋 賀	9.84	▲ 0.08
青 森	9.96	0.00	京 都	10.02	0.03
岩 手	9.84	0.02	大 阪	10.17	0.04
宮 城	10.05	0.08	兵 庫	10.10	0.04
秋 田	10.13	▲ 0.03	奈 良	10.03	0.03
山 形	10.04	0.05	和 歌 山	10.08	0.02
福 島	9.79	▲ 0.06	鳥 取	9.96	▲ 0.03
茨 城	9.90	0.01	島 根	10.13	0.03
栃 木	9.92	▲ 0.02	岡 山	10.15	0.00
群 馬	9.91	▲ 0.02	広 島	10.00	▲ 0.04
埼 玉	9.85	▲ 0.02	山 口	10.18	0.07
千 葉	9.89	0.00	徳 島	10.28	0.10
東 京	9.90	▲ 0.01	香 川	10.23	▲ 0.01
神 奈 川	9.93	0.00	愛 媛	10.10	▲ 0.01
新 潟	9.63	▲ 0.06	高 知	10.14	▲ 0.04
富 山	9.81	0.01	福 岡	10.23	0.04
石 川	10.04	0.02	佐 賀	10.61	0.14
福 井	9.98	▲ 0.01	長 崎	10.20	▲ 0.02
山 梨	9.96	▲ 0.08	熊 本	10.13	▲ 0.01
長 野	9.71	▲ 0.05	大 分	10.26	0.09
岐 阜	9.91	▲ 0.04	宮 崎	9.97	0.00
静 岡	9.77	▲ 0.04	鹿 児 島	10.11	▲ 0.02
愛 知	9.90	▲ 0.02	沖 縄	9.93	▲ 0.02
三 重	9.90	▲ 0.02			

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金対前年度比 ▲ 217 } + 965 + 1,182 } ▲ 661 </div>
	老人保健拠出金	0	0	-	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

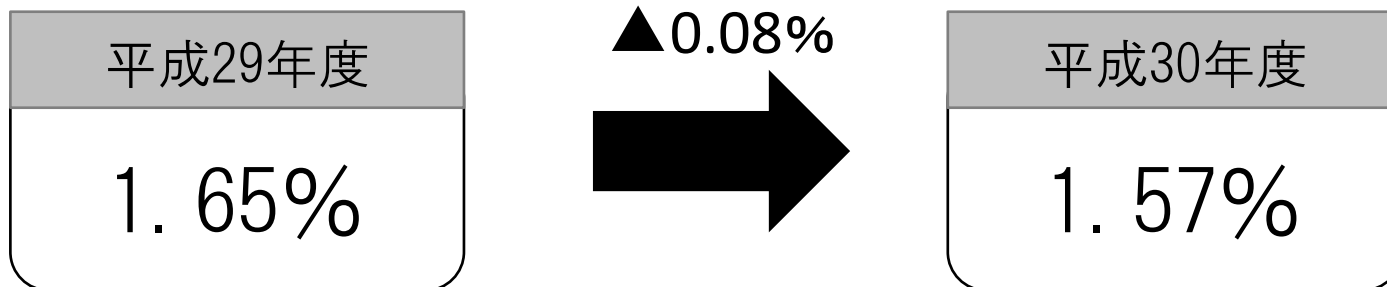
平成30年度介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

【介護保険料率】



協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	29年度保険料率： 1.65%
	その他	0	0	0	30年度保険料率： 1.57%
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	⇒ ▲129
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。